

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のため
のドイツ連邦共和国と日本国との間の協定

ドイツ連邦共和国及び日本国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税及びある種の他の租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は課税の軽減（第三
国の居住者の間接的な利益のためにこの協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とす
る条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための新た
な協定を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

- 1 この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。
- 2 この協定の適用上、いずれか一方の締約国の租税に関する法令の下において全面的に若しくは部分的に

課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該団体又は仕組みの持分を有する者に対して租税が課される場合をいう。

第二条 対象となる租税

1 この協定は、次の租税について適用する。

- (a) 日本国については、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税

(iv) 地方法人税

(v) 住民税

(vi) 事業税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ドイツ連邦共和国については、

(i) 所得税

(ii) 法人所得税

(iii) 営業税

(iv) 連帯付加税

(以下「ドイツの租税」という。)

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期

間内に、相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「ドイツ連邦共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、ドイツ連邦共和国の領域並びにドイツ連邦共和国が国際法及び自国の法令に従つて天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の探査、開発、保全及び管理又は再生可能な資源からのエネルギーの生産のために主権的権利及び管轄権を行使する領海に隣接する区域（海底並びにその下及び上部水域）をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、ドイツ連邦共和国又は日本国をいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(h) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人及び日本国において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(ii) ドイツ連邦共和国については、ドイツ連邦共和国基本法に規定する全てのドイツ人及びドイツ連邦共和国において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) ドイツ連邦共和国については、連邦財務省又はその権限を委任された機関

2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、事業の管理の場所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の州及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国

内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意により、この協定の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局によるそのような合意がない場合には、その者は、この協定により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条 恒久的施設

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場

所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているという理由のみによつては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれら

に支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定により調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合において、当該一方

の締約国が行った調整について当該他方の締約国の権限のある当局が同意するときは、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、適当な調整を行う。当該一方の締約国が行った調整について当該他方の締約国の権限のある当局が同意しない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって、その場合に生ずる全ての二重課税を除去するよう努める。

4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条 海上運送及び航空運送

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条の規定の適用上、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含む。ただし、(a)に規定する賃貸又は(b)に規定する使用、保管若しくは賃貸が、船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。

(a) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得

(b) 物品又は商品の運送のために使用されるコンテナ（コンテナの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸から取得する利得

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次のいずれかに該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業間に設けられた条件が独立の企業間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた場合又は一方の締約国の権限のある当局が当該十年の期間内に他方の締約国の企業（当該他方の締約国に対するその納税義務が、当該一方の締約国の企業に対する当該一方の締約国による1に規定する課税によって、直接に影響を受けるものに限る。）について当該他方の締約国の権限のある当局に通知した場合には、適用しない。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接に所有する法人（組合を除く。）である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他の全ての場合には、当該配当の額の十五パーセント

3 2の規定にかかわらず、配当の受益者が、一方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする十八箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の二十五パーセント以上を直接に所有する法人（組合を除く。）である場合には、当該配当に対しては、

当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。

4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる他の所得をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当

該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。利子には、前条で取り扱われる所得を含まない。支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった

債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の

支払金をいう。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人、組合又は信託財産（資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される法人、組合又は信託財産に限る。）の株式又は持分の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

4 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて当該一方の締約国の企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合に、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金その他これに類する給付

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において生ずる退職年金その他これに類する報酬であつて他方の締約国の居住者に支払われるもの又は当該一方の締約国の社会保障に関する法令に基づいて他方の締約国の居住者に対して支払われる給付に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、政治的迫害又は戦争の結果受けた傷害若しくは損害に対する補償（損害賠償を含む。）として、一方の締約国、一方の締約国の州又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて他方の締約国の居住者である者に支払われる継続的又は一時的な給付に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1(a) 一方の締約国、一方の締約国の州又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国、当該一方の締約国の州又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国、一方の締約国の州又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国、当該一方の締約国の州若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国、当該一方の締約国の州若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課するこ

とができる。

3 一方の締約国、一方の締約国の州又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

4 1及び2の規定は、ゲーテ・インステイトウト、ドイツ学術交流会又は両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するその他これらに類する機関に対し提供される役務につき、個人に対し、これらの機関から支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬について準用する。もつとも、当該機関が設立された締約国において当該報酬に対して租税が課されない場合には、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国

においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、1に規定する所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締

約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条 特典を受ける権利

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内において所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、この協定に基づく特典を受けるためにこの協定の関連する規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、この協定に基づく全ての特典を受ける権利を有する。ただし、この協定に基づく特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の居住者は、次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、各課税年度において適格者とする。

- (a) 個人
- (b) 適格政府機関
- (c) 法人（その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において上場され、又は登録され、かつ、通常取引されるものに限る。）
- (d) 年金基金又は年金計画（当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は

参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）

(e) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された者であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

(f) 個人以外の者（当該者の議決権のある株式その他の受益に関する持分の六十五パーセント以上が、(a)から(e)までに掲げる適格者である当該一方の締約国の居住者によつて直接又は間接に所有されるものに限る。）

3 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する所得に関し、当該居住者が、この協定に基づく特典を受けるための要件であつてこの協定の関連する規定に規定するものを満たし、かつ、次の(a)又は(b)のいずれかの場合に該当するときは、当該特典を受ける権利を有する。

(a) 当該居住者の議決権のある株式その他の受益に関する持分の六十五パーセント以上が、当該所得を直接に取得したとしたならばこの協定に基づいて同等の又は当該特典よりも有利な特典を受けることがで

きる者によって直接又は間接に所有される場合

- (b) 当該居住者の議決権のある株式その他の受益に関する持分の九十パーセント以上が、当該所得を直接に取得したとしたならばこの協定又は当該所得が生ずる締約国が他の国との間で締結した協定に基づいて同等の又は当該特典よりも有利な特典を受けることができる者によって直接又は間接に所有される場合

4 2 (f)又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。

- (a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2 (f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

- (b) その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、課税年度の総日数の半数以上の日において2 (f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該課税年度について当該要件を満たすものとする。

5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、この協定に基づく特典を受ける権利を有する。

(i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業の活動に従事していること。ただし、当該事業には、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）を含まない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(iii) 当該居住者が当該特典を受けるためにこの協定に関連する規定に規定する要件を満たすこと。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否

かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

- (c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業の活動に従事しているか否かを決定するに当たっては、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業（その者及びその者に関連する者が同一の又は補完的な事業に従事している場合に限る。）は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権のある株式の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権のある株式の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。いかなる場合にも、全ての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配しているとき、又はそれぞれの方が一若しくは二以上の同一の者によって支配されているときは、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

- 6 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき当該規定に規定する特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、当該居住者の要請に基づき、他方の締約国の権

限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するとき、この協定に基づく全ての特典又は当該他方の締約国において取得する所得に関するこの協定に基づく特典を受けることができる。一方の締約国の居住者によりこの6の規定に基づいて要請が行われた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

7 この条の規定の適用上、

(a) 「適格政府機関」とは、一方の締約国の政府、一方の締約国の州の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、ドイツ連邦銀行、日本銀行又は一方の締約国の政府、一方の締約国の州の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が直接若しくは間接に全面的に所有する者をいう。

(b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権のある株式の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

- (i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場
- (ii) 金融商品市場指令（欧州議会・閣僚理事会指令二〇〇四・三九・EC）（改正を含む。）又は同指令を承継する指令に従って規制される市場
- (iii) 香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、スイス取引所及び台湾証券取引所
- (iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場
- (d) 「年金基金又は年金計画」とは、次の(i)又は(ii)に規定する者をいう。
 - (i) 専ら又は主として年金その他これに類する給付を管理し、又は支給することを目的として設立され、かつ、運営される者
 - (ii) (i)に規定する者の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される者。ただし、当該者の実質的に全ての所得が、(i)に規定する者の利益のために行われる投資から取得される場合に限る。

8 この協定の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この協定の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、当該特典を与えることがこの協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

9 この協定の規定は、租税回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定の適用をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。ただし、これらの規定がこの協定の目的に適合する場合には限る。

第二十二條 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの協定の規定に従ってドイツ連邦共和国において租税を課される所得をドイツ連邦共和国内において取得する場合には、当該所得について納付されるドイツの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2 ドイツ連邦共和国の居住者がこの協定の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得する場合又は第十条3の規定に基づいて日本国の租税が免除される所得を取得する場合には、次の規定を適用する。

(a) (c)に定める場合を除くほか、当該所得は、ドイツの租税の課税標準から除外される。配当に関しては、この課税標準からの所得の除外は、ドイツ連邦共和国の居住者である法人（組合を除く。）に対して日本国の居住者である法人（その資本の十パーセント以上を当該ドイツ連邦共和国の居住者である法人が直接に所有するものに限る。）が支払う配当についてのみ適用する。第一文に規定する課税標準からの所得の除外は、租税を免除される法人が支払う配当、配当を支払う法人が日本国の租税に関して控除することができ配当及びドイツ連邦共和国の法令においてドイツ連邦共和国の居住者である法人以外の者に帰せられる配当については、適用しない。

(b) ドイツ連邦共和国は、税率の決定に当たって、この協定の規定に基づいてドイツの租税を免除された所得を考慮に入れる権利を有する。

(c) 次に掲げる所得に関し、日本国の法令及びこの協定の規定に従って当該所得について支払われた日本

国の租税の額は、ドイツの租税に関する法令の外国の租税の控除に関する規定に従って、所得に対するドイツの租税の額から控除する。

- (i) 第十条に規定する配当であつて、(a)の規定が適用されないもの
- (ii) 第十三条２の規定が適用される譲渡収益
- (iii) 第十五条の規定が適用される所得
- (iv) 第十六条の規定が適用される所得
- (v) 第十七条１の規定が適用される所得

この(c)の規定の適用上、ドイツ連邦共和国の居住者の所得であつて、この協定の規定に従つて日本国において租税を課されるものは、日本国内に源泉があるものとみなす。

- (d) 第七条及び第十条に規定する利得又は所得並びに第十三条３に規定する資産の譲渡から生ずる収益については、(a)の規定は、これらの利得、所得若しくは収益が物品及び商品の生産、加工、製作若しくは組立て、天然資源の探査及び採取、銀行業及び保険業、商業若しくは役務の提供から生ずる場合又はこれらの利得、所得若しくは収益がこれらの活動に経済的に帰せられる場合に限り、適用する。第一文の

規定は、事業の目的のために十分に実体の備わった事業活動が行われている場合に限り、適用する。(a)の規定が適用されない場合には、二重課税は、(c)に規定する税額の控除の方法により除去される。

(e) (a)の規定にかかわらず、次の(i)から(iii)までのいずれかの要件に該当する場合には、二重課税は、(c)の規定に基づいて税額の控除により除去される。

(i) 両締約国において所得又は所得の要素がこの協定の異なる規定に基づき取り扱われ、その結果として、当該所得に対して二重課税、非課税又は軽課税が生ずる場合（二重課税の場合には、第二十四条2又は3の規定に従った手続によっても取扱いの相違を解消することができないときに限る。）

(ii) 日本国が、この協定の規定に従って所得又は所得の要素に対して租税を課することができる場合において、実際に租税を課さないとき。

(iii) ドイツ連邦共和国が日本国に対し、協議の後、外交上の経路を通じて、(c)の規定に基づいて税額の控除に関する規定を適用しようとする所得又は所得の要素について通知する場合。通知された所得又は所得の要素については、二重課税は、その通知が行われた年の翌年の一月一日から税額を控除することによって除去される。

第二十三条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条4、第十二条4又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件

と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国、締約国の州又は締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて課される全ての種類の租税に適用する。

第二十四条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければな

らない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む。）ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの協定の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に拘束力のある決定を行った場合又は両締約国の権限のある当局が、当該未解決の事項が仲裁による解決に適しないことについて合意し、かつ、その旨を当該者に対して当該他方の締約国の権限のある当局に対する当該申立ての日から二年以内に通知した場合に、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

第二十五条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国、両締約国の州若しくは両締約国の

地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を事前に許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解し

てはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情

報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条 租税の徴収における支援

1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの協定又は両締約国が当事国となつている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国については、

- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 復興特別所得税
- (iv) 復興特別法人税
- (v) 地方法人税

- (viii) 贈与税
- (vii) 相続税
- (vi) 純資産税
- (v) 保険税
- (iv) 付加価値税
- (iii) 連帯付加税
- (ii) 法人所得税
- (i) 所得税
- (b) ドイツ連邦共和国については、
 - (ix) 贈与税
 - (viii) 相続税
 - (vii) 地方消費税
 - (vi) 消費税

(ix) 営業税

(x) 不動産取得税

(c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、(a)から(c)までに掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時に於いて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従つて徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約

国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために当該一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

6 5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当

局により引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば当該他方の締約国の法令に従つて当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通知する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手續は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなつた場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の選択により、当該一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができらるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債

権の徴収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

10 この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約

国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援の要請の数の上限及び支援を要請することができる租税債権の最低金額について合意する。

第二十七条 源泉課税に関する手続規則

1 一方の締約国内において他方の締約国の居住者である者が取得する配当、利子、使用料その他の所得に対する租税が源泉徴収される場合には、当該一方の締約国がその法令に規定する率で租税を源泉徴収する権利は、この協定の規定によって影響されることはない。源泉徴収された租税は、この協定に基づいて軽減され、又は課されないこととなる場合には、納税者の申請により、この協定に基づいて軽減され、又は課されないこととなる限度において還付される。

2 この協定に基づく軽減又は免除の対象となる一方の締約国において源泉徴収された租税の還付のための申請は、当該一方の締約国の法令に定める期間内に提出されなければならない。

3 各締約国は、所得が生ずる一方の締約国においてこの協定に基づく租税の免除又は軽減の対象となる所得の支払については、税額を控除しないで又はこの協定の関連する条に規定する率により税額を控除して行うことができるようにするための手続を規定することができる。

4 所得が生ずる一方の締約国は、納税者に対し、他方の締約国の権限のある当局により発行される当該他方の締約国の居住者であることを証する書類の提出を求めることができる。

5 両締約国の権限のある当局は、各締約国の法令に従い、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

第二十八条 外交使節団及び領事機関の構成員

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 議定書

この協定に附属する議定書は、この協定の不可分の一部を成す。

第三十一条 効力発生

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) 日本国については、

(i) 課税年度に基づいて課される租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) ドイツ連邦共和国については、

(i) 源泉徴収される租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われる租税の額

(ii) その他の租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各期間につ

いて課される租税

3 2の規定にかかわらず、第二十五条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この協定が効力を生ずる日から適用する。

4 千九百七十九年四月十七日に東京で署名された議定書及び千九百八十三年二月十七日にボンで署名された第二議定書によって修正補足された千九百六十六年四月二十二日にボンで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のためのドイツ連邦共和国と日本国との間の協定（以下「旧協定」という。）は、2の規定に従ってこの協定が適用される租税につき、この協定の適用の日以後、適用しない。

5 旧協定は、旧協定が適用される財産税につき、この協定が効力を生ずる日以後、適用しない。

6 旧協定は、この協定が効力を生ずる時に終了する。

7 6の規定にかかわらず、この条の規定に従ってこの協定が適用される日前に生じた租税の事案については、旧協定の規定を引き続き適用する。

8 この協定の効力発生において旧協定第二十条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個

人は、この協定が効力を生じた後においても、この協定が効力を生じなかったとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

第三十二条 終了

この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。

- (a) 日本国については、
 - (i) 課税年度に基づいて課される租税については、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
 - (ii) 課税年度に基づかないで課される租税については、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税
- (b) ドイツ連邦共和国については、

(i) 源泉徴収される租税については、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる租税の額

(ii) その他の租税については、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各期間について課される租税

終了の通告は、一方の締約国がその通告を受領した日に他方の締約国によって行われたものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この協定に署名した。

二千十五年十二月十七日に東京で、ひとしく正文であるドイツ語、日本語及び英語により本書二通を作成した。ドイツ語の本文及び日本語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

ドイツ連邦共和国のために

日本国のために

議定書

二十十五年十二月十七日に東京で、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のためのドイツ連邦共和国と日本国との間の協定（以下「協定」という。）を署名するに当たり、ドイツ連邦共和国及び日本国は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第二条の規定に関し、所得に対する租税に関する協定の規定は、ドイツ連邦共和国の営業税、日本の事業税及びこれらの租税に加えて又はこれらに代わって協定の署名の日の後に課される租税であつて、これらの租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについて準用する。ただし、これらの租税が、所得以外の課税標準に基づき算定され、又は所得以外の要素を考慮して算定される場合に限る。

2 協定第四条1の規定に関し、ある者は、一方の締約国の租税に関する法令に規定する租税の免除の要件を満たすことによつてその所得の全部又は一部が当該一方の締約国において租税を免除される場合においても、当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者であることが了解される。

3 協定第六条から第二十条までの規定に関し、協定の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の

所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

4 協定のいかなる規定にもかかわらず、

(a) 日本国については、日本国内において生ずる次の所得又は収益に対しては、日本国においてその法令に従って租税を課することができる。

(i) 日本国の租税に関する課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人に
よって支払われる配当

(ii) 債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金
その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子

- (iii) 匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得又は収益
- (b) ドイツ連邦共和国については、ドイツ連邦共和国内において生ずる所得に対しては、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、ドイツ連邦共和国においてその法令に従って租税を課することができ
る。

- (i) 当該所得が、利得の分配を受ける権利若しくは信用に係る債権から生ずる所得（匿名組合員として取得する所得を含む。）、利率が債務者の利得に連動する貸付けから生ずる所得又はドイツ連邦共和国の租税に関する法令に規定する利益分配型債券から生ずる所得であること。

- (ii) 当該所得に係る債務者の利得の決定に当たり、当該所得が控除できるものであること。

5 協定第十条の規定に関し、

- (a) ドイツの投資基金の受益証券に対する分配金は、配当として取り扱われることが了解される。

- (b) 協定第十条の規定にかかわらず、同条2(a)及び3の規定は、株式資本が上場されるドイツの不動産投資信託会社が支払う配当及びドイツの投資基金が支払う配当に対しては、適用しない。

- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、「ドイツの投資基金」とは、ドイツ連邦共和国の投資法に規定する広く所

有され、かつ、証券の分散投資を行い、又は賃料の取得を主たる目的として不動産に対して直接若しくは間接に投資を行う媒体（組合として設立されるものを除く。）をいう。

6 協定第二十一条5の規定に関し、同条5(c)の規定は、同一の締約国の居住者である者及び同一の締約国内で行う事業についてのみ適用することが了解される。

7 協定第二十一条9の規定に関し、租税回避又は脱税を防止するための一方の締約国の法令の規定には、次のものを含むことが了解される。

(a) 日本国については、日本国の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二章第四節の二並びに第三章第七節の四及び第二十四節

(b) ドイツ連邦共和国については、ドイツ連邦共和国の国際租税関連法第四編、第五編及び第七編、租税法第四十二条並びに所得税法第五十d条3

8 協定第二十二條の規定に関し、同條の規定は、ドイツの租税の額を日本国の事業税の額から控除することを日本国に対して義務付けるものと解してはならないこと及び日本国の租税の額をドイツ連邦共和国の営業税の額から控除することをドイツ連邦共和国に対して義務付けるものと解してはならないことが了解

される。

9 協定第二十三条の規定に関し、同条の規定は、一方の締約国の企業と他方の締約国の企業との間における所得の連結又はこれに類する特典を認めることを当該一方の締約国に対して義務付けるものと解してはならないことが了解される。

10 協定第二十四条5の規定に関し、

(a) 両締約国の権限のある当局は、協定第二十四条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保することを図るための標準的な手続を合意によって定めるものとし、当該手続に従うために最善の努力を払う。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長

となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあつてはならず、及び協定第二十四条1の規定に従つて申し立てられた事案にこれまで関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあつてはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあつてはならず、及びいずれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、協定第二十五条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報

を不当に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、協定第二十四条5、この10又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によって無効とされる場合には、仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（b）(iv)及び(v)の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。

(e) 仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に対して送付するまでにその仲裁に係る事案が次のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関する両締約国の権限のある当局の合意のための手続（仲裁手続を含む。）は、終了する。

(i) 両締約国の権限のある当局が、協定第二十四条2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii) 当該事案について申立てをした者が仲裁の要請を撤回する場合

(iii) 仲裁手続中に、当該事案についていずれか一方の締約国の裁判所又は行政審判所が拘束力のある決定を行う場合

(f) 訴訟又は審査請求が行われている事案について、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案により直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げない場合には、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案について申立てをした者により受け入れられなかったものとする。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われぬ。

(g) 協定第二十四条5及びこの10の規定は、協定第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

(h) 協定第二十四条5及びこの10の規定は、千九百七十九年四月十七日に東京で署名された議定書及び千九百八十三年二月十七日にボンで署名された第二議定書によって修正補足された千九百六十六年四月二

十二日にボンで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のためのドイツ連邦共和国と日本国との間の協定第二十五条1の規定に従って申し立てられた事案について、両締約国の権限のある当局が当該事案が仲裁による解決に適することについて合意した場合に限り、準用する。ただし、当該事案の未解決の事項は、協定が効力を生ずる日から二年を経過する日までは、仲裁に付託されない。

11 協定第二十五条の規定に関し、同条の規定に基づき個人情報交換される場合には、次の規定を適用する。

(a) 情報を受領する一方の締約国の権限のある当局（以下「情報を受領する当局」という。）は、協定第二十五条2の規定に従い、当該情報を提供する他方の締約国の権限のある当局（以下「情報を提供する当局」という。）が定める目的のためにのみ当該情報を使用することができる。情報を受領する当局は、同規定の遵守を確保するために情報を提供する当局が定める条件に従う。

(b) 情報を提供する当局は、提供される情報について、正確であり、かつ、協定第二十五条1第一文に規定する関連する情報であること及びその提供される目的のために必要であり、かつ、相応なものである

ことを確保するよう努める。

情報は、具体的な事案について、情報を受領する当局が権限のある当局である締約国が租税を課することができると可能性が高い場合において、当該情報が情報を受領する当局に既に知られていることを示すものがないとき、又は情報を受領する当局が当該情報がなくとも課税対象を把握することができることを示すものがないときは、関連するものとされる。

情報を提供する当局は、誤った情報又は提供すべきでなかった情報を提供したことを発見した場合には、遅滞なくその旨を情報を受領する当局に通知する。

情報を受領する当局は、当該情報を遅滞なく訂正し、又は消去する。

(c) 情報を受領する当局は、いかなる場合にも、提供された情報がその提供された目的のために必要でないとき、又は必要でなくなったときは、当該情報を消去する。

(d) 情報を受領する当局は、情報を提供する当局が要請する場合には、提供された情報が使用されたか否かについて、情報を提供する当局に通知する（要請に基づいて提供された情報又は自発的に提供された情報については、個別の事案ごとに通知する。）。

(e) 情報を受領する当局は、情報を受領する当局が権限のある当局の法令に従い、ある者に
関して提供された情報及び当該情報が使用される目的を当該者に通知する。

(f) 両締約国は、それぞれの法令に従い、情報の交換に関連して不法に損害を被った者に対して責任を負
う。

(g) 両締約国の権限のある当局は、情報の交換について記録する。

(h) 情報を提供する当局は、情報を受領する当局に対し、情報を提供する当局が権限のある締
約国の法令の個人情報の消去に関する規定について通知することができる。

(i) 両締約国の権限のある当局は、提供された情報を許可のない閲覧、変更又は開示から保護するために
必要な措置をとる。

12 協定第二十五条2の規定に関し、一方の締約国が受領した情報が、裁判所又は裁判官により行われる租
税以外の事案に関する刑事手続において当該一方の締約国が証拠等として使用するために必要とされる場
合には、当該一方の締約国は、当該情報を裁判所又は裁判官により行われる租税以外の事案に関する刑事
手続において証拠等として使用するため、二千九年十一月三十日にブリュッセルで、及び二千九年十二月

十五日に東京で署名された刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定に従って共助の要請を行う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

二千十五年十二月十七日に東京で、ひとしく正文であるドイツ語、日本語及び英語により本書二通を作成した。ドイツ語の本文及び日本語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

ドイツ連邦共和国のために

日本国のために